

# 新幹線プレス

2011年12月16日 No.25

発行者 成田隆浩

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

## 報復処分撤回裁判第3回口頭弁論開催！ 裁判闘争勝利に向け職場からさらに声を出そう！

12月14日、東京地方裁判所で報復処分撤回裁判第3回口頭弁論が開催されました。裁判所には50名を越える組合員・OBが結集し、法廷前は会社への怒りと裁判闘争勝利に向け闘っていく熱気でいっぱいでした。

裁判では、組合側弁護士より

- ①管理者の恣意的な判断で処分を出されては社員はたまらない。
- ②複数の管理者が「酒臭い」という事を確認しているが、疑わしい。出勤点呼の時にはなんら指摘が無いのに、後になって「酒臭い」と騒ぎ出している。飲酒での臭いは時間が経つにつれ軽減されるという経験則からしておかしい。
- ③会社は、「斉藤書記長が前夜の飲酒を認めている」「アルコール検知器に数値が出た」と主張するが、検知器の数値は乗務不適の0.1mg/l以下の数値である。これで減給処分はおかしい。懲戒処分権の乱用である。

などが訴えられ、準備書面で明らかにしたことが確認されました。また、1月末まで会社側弁護士から組合側弁護士からの準備書面に対する反論の準備書面を提出することも確認されました。そして次回からは証人を含む立証計画についての議論が始まります。

## 報告集会で組織一丸となりさらに闘うことを確認！

裁判終了後、報告集会を開催し、弁護士からの今日の口頭弁論で訴えた主旨とこれまでの闘いの経過が述べられました。また、JR東海労本部、新幹線地本裁判プロジェクト、新幹線地本OB会、斉藤書記長、新幹線地本より、「これまでの裁判で会社の言っていることがいかに不当かが明らかになっている」「裁判闘争勝利に向け、さらに職場からの闘いを強化をしよう」と力強いあいさつがされました。

次回から証人を含む立証計画の議論が始まります。酒気帯びをでっち上げた東京第二運輸所の管理者は逃げずに証言台で証言すべきです。

JR東海労新幹線地本は、会社からの組織拡大の報復としてかけられた「酒気帯びデッチ上げ」=不当処分を許さず、裁判闘争勝利に向け組織の総力を挙げ奮闘してきます。

**次回、第4回口頭弁論は2月8日(水)**

**10時30分 527号法廷です。**